

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化 組織の運営について以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p>① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化 必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。</p> <p>また、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転については、引き続き検討を進める。</p>	A	<p>効率化が着実に図られており、評価できる。</p>	
<p>2 業務リスクの管理</p> <p>① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき検討し、適正な品質や管理水準の確保を前提に、高速道路の新設等の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。</p>	<p>2 業務リスクの管理</p> <p>① 同左</p>	A	<p>諸情勢が大きく変化する中で、業務実施計画の適時チェック及び協定も含めた見直しを遅滞なく適切に行うなどリスクの管理が適切に行われており、取組は適切であると認められる。</p>	<p>激変する経済動向に対応するため、今後も引き続きこのPDCAサイクルを着実に進めていくことを期待する。</p>
<p>② 債務返済の見直しについて定量的に把握することを通じて適切な債務の残高の管理に努める。社会経済情勢の変化に対応して協定を変更する必要があるとき又は業務等の適正かつ円滑な実施に支障が生ずるおそれがある場合、必要に応じて協定を変更。</p>	<p>② 同左</p>	A	<p>諸情勢が大きく変化する中で、適切な対応が着実かつ柔軟に行われるとともに、債務残高整理が適切に行われていると認められる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
③ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利の上昇リスクの軽減と更なる調達の多様化を図る。	③ 同左	S	<p>低金利に支えられている面はあるが、リスク低減と金利負担削減という二つの目標をうまくバランスをとりながら追求し、かつ成果を出している。</p> <p>当年度は、資金調達手法を多様化し、短期・長期の借入を行うとともに、短期の民間借り入れを導入するなど、極めて意欲的に調達の多様化を図っている。また、新規取組に関して、前年度に続き当年度もさらに進めることは通常極めて難しい。</p> <p>それらを達成されていることから、優れた実施状況にあり高く評価できる。</p>	
3 業務コストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストを可能な限り縮減。 一般管理費については、平成24年度までに平成21年度年度と比較して3%を上回る削減を実施。 	3 業務コストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 同左 一般管理費については、平成21年度と比較して2%を上回る削減を実施。 	S	<p>他の法人に比べて非常に大きな成果が得られているというわけではないが、前年度の官報掲載料に加え、当年度には、サーバ保守費用や旅費などの新たな項目においても15%以上の削減を行い、全体で15.2%の一般管理費の削減は評価できる。</p>	<p>人件費の削減とともに雇用の確保についても重要であることに留意願いたい。</p>
4 入札及び契約の適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行う。 一般競争入札等について、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。 	4 入札及び契約の適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	S	<p>入札の競争性を高めるため、随意契約から一般競争入札への移行を含めた様々な見直しを積極的に行ったことから、複数者応札の拡大及び支出額の削減が図られ、競争性の確保とコスト削減の両者を達成できたことから、高く評価できる。</p>	
5 積極的な情報公開 <p>① 財務内容の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表等を積極的に公開。その際、セグメント情報について可能な限り詳細に示す。 債券説明書をホームページに掲載。 	5 積極的な情報公開 <p>① 財務内容の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	A	<p>計画内容が着実に実行され、情報公開が積極的になされており評価できる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
② 資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況をホームページに掲載。	② 資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」の更新。	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
③ 債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報を分析等を含め公表。	③ 債務の返済状況の公開 同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
④ 債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠を公表。	④ 債務返済の見通しの根拠の公開 同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・新設等に関する債務引受額、コスト縮減額、助成額等を公表。 ・会社が行う管理費用の縮減の内容、利便性の向上の指標を公表。	⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・同左 ・同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
⑥ 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価等について情報提供。	⑥ 評価及び監査に関する事項 同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
⑦ ホームページ等の充実 ・上記①から⑥の情報提供に当たっては、ホームページ等による積極的な情報公開に努める。英語版についても、迅速な更新に努める。 ・会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実。	⑦ ホームページ等の充実 ・同左 ・同左	S	これまでも充実したホームページであったが、昨年の業務実績評価における意見である「情報を一般の識者にも利用しやすい形で公表することを強く期待する」とされたことに対する改善内容を含め、多数の改善、工夫がなされ、アクセス数も大きく増加し、評価できる。 また、日本語版ホームページのみならず、英語版ホームページも含め迅速に更新がなされるなど国際化にも適切に対応している。大幅な閲覧数の増加につながっていることから、情報が国民に評価されていると考えられ、高く評価できる。	どのような方がどのような情報を得るためにアクセスしているのかなどを把握、分析し、どのような情報を充実させていくべきなのかを整理した上で、さらにホームページの改善がなされることが望まれる。
⑧ 業務パンフレット等による広報 パンフレット等による情報提供。	⑧ 業務パンフレット等による広報 同左	A	計画内容が着実に実行され、ファクトブック、報告書類も充実しており評価できる。	各種報告書の英訳版の積極的な情報発信と調査研究の更なる拡充を期待。

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
6 業務評価の実施 業務全体について定期的に自己評価を行い、公表。	6 業務評価の実施 同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	業務実績報告書に具体例を通しての説明があれば、なお良かった。
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け ① 道路資産台帳の作成、更新により道路資産の内容を把握。	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け ① 同左	A	道路資産の内容については、適時、各社と連動して確認が行われるなど適切に管理がなされ、かつ公表されており評価できる。	引き続き、資産内容を適時、各社と連携して確認を行う仕組みを継続して頂きたい。
② 道路資産の貸付けに当たって、会社が適切に良好な状態に保つよう維持、修繕することを確認。会社と、管理の実施状況について連絡、確認を行うとともに、情報公開に努める。	② 貸し付けた道路資産の管理の実施状況について会社から報告を受け、必要に応じ実地に確認。アウトカム指標、管理費用の計画実績の対比などを記載した「維持、修繕その他の管理の報告書」の公表。	A	計画内容が着実に実行されており、会社間の比較ができるようになったのは進歩であり評価できる。しかしながら、目標設定の考え方や方法が不明であり、会社間ごとに目標が異なっているため、何が評価できるのか必ずしも明確でない。また、指標がカバーしている範囲も少ないように思う。 例 緊急時対応の素早さ 情報提供サービスの充実度など	平成23年度以降のアウトカム指標の組替えに関し、その目標設定の考え方や方法が不明であるとともに、具体的設定について会社間での考え方が異なっているようであり、改善が求められる。また、指標がカバーしている範囲も少ないように思われ、例えば「情報提供サービスの充実度」等更なる指標の追加によりカバーする範囲を広げるなどして管理水準の向上が図られることが望まれる。 さらに、設定されたアウトカム指標については、機構と会社とが連携・協力してその達成を図り、利用者への安全で安定的なサービスの提供につなげることが望まれる。

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>① 貸付料は、占用料等と併せて、債務返済費用等を45年以内に償うものとなるよう定める。毎年度の貸付料は、会社の料金収入から管理費を控除した額とし、将来の料金収入や管理費を見通してその計画値で算出。</p>	<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p>	—		
<p>② 債務の管理を適切に実施し、平成24年度末時点における機構の有利子債務残高を32.0兆円以下とする。</p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らない。</p> <p>2) 首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らないよう努める。</p> <p>3) 新設、改築等に要する費用に充てるための債務で機構が各会社から引き受ける額は、各会社から徴収する貸付料を充てて返済できる範囲内。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返済の達成状況を公表。</p> <p>5) 全国路線網以外の高速道路にあっては、業務実施計画の対象ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料による返済の達成状況を公表。</p>	<p>① 債務の管理を適切に実施し、平成23年度末時点における機構の有利子債務残高を30.1兆円以下とする。</p> <p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を公表。</p>	A	債務返済が計画以上に進んでおり評価できる。	
<p>③ 貸付料、占用料等の確保及び業務コスト縮減による債務返済以外の支出の抑制。</p>	<p>② 同左</p>	A	着実な成果が得られており評価できる（貸付料の減少は震災等の影響によるもので、やむを得ない）。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
④ 金利、交通量等の変動を注視し、債務返済の見直しについて、定量的に把握することを通じて、適切に債務残高を管理。	③ 同左	A	債務残高管理は適切に行われており評価できる。	
3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け ① 協定における新設及び改築の債務引受限度額は、供用予定区間を単位として適正額を設定。 ② 修繕の債務引受限度額は、修繕時期等を考慮して単位を定め、その単位ごとに適正額を設定。	3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け -	-		
③ 債務引受限度額を見直す場合は、見直し前の額を基準に、算出の基礎となった工事の内容等を考慮して適正額を設定。	① 同左	A	計画内容のとおり着実に実施されており評価できる。	
④ 会社から債務を引き受ける際には、対象道路資産に対し、引受額が適正な額であることを十分に確認。	② 同左	A	債務引受は適切になされているとみられ評価できる。	会社からの債務引受額の実質的な妥当性を担保する制度が、未だ、不十分のように感じられ、改善が望まれる。
⑤ 道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。	③ 道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。 また、会社と取り交わした「機構保有資産に係る厳正な資産管理体制の確立に関する確認書」に基づく資産管理。	A	計画内容が着実に実施されており評価できる。	
4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 財源となる出資金等が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。	4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 同左	A	無利子貸付が適切に行われており評価できる。	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け 財源となる補助金が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。	5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け 同左	A	無利子貸付が適切に行われており評価できる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定において、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを適正に運用。 ・貸付料の額の固定により、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減が会社の業績に反映される仕組みとし、協定の見直しを通じて成果を国民に還元。 	<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、会社の経営努力による新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長する仕組みについて「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の審議を行う等、適正な運用を図る。 	S	<p>関係機関との設計協議や供用までの時間短縮による費用縮減効果という極めて評価の難しい案件について、運用指針を適切に定め、結果としてコスト削減等に大きく寄与した。また、新技術の活用促進や標準化への取組も着実に実施されており評価できる。</p>	<p>良い制度であり、更なる活用が望まれる。また、他にも適用できる分野が多いように思われ、新技術の標準化も含め更なる費用の縮減が期待される。なお、助成限度額等の決定に際し、そのチェックや、制度の適切な運用について国民に対してきちんと説明できるようにするなど、制度運用の妥当性を担保する仕組みが不十分のように感じられ、改善が望まれる。</p>
<p>7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。手続きを適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築。 ・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用に努め、事務手続きの在り方を継続的に点検し、必要に応じ見直す。 	<p>7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	S	<p>種々の業務を適切かつ迅速に実施されており評価できる。</p> <p>特に、車両制限令違反はなかなか解決が難しい問題であるが、利用者に積極的に情報を提供するとともに、各社と連携して違反に厳しく対応するなど、優れた取り組みが進められている。</p>	<p>通行止め、特殊車両許可、道路占用許可及び連結許可等の膨大な業務を効率的に実施しているが、その際の諸情報の積極的な活用も併せて考えて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行止め情報（通行止め情報の情報提供の更なる充実等） ・特車関連情報（車重計での計測情報のオンライン化による会社間の情報共有等） など
<p>8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務</p> <p>業務の実施に当たり本四高速道路会社と連携し、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減。</p>	-	-	-	-

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 ① 鉄道事業者からの利用料の確実な徴収及び本四高速道路会社の協力を得た鉄道施設の管理。	8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 ① 同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
	② 災害発生時には本四高速道路会社の協力を得て速やかな復旧を行う。	② 同左	—	
10 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 関係機関との積極的な情報及び意見の交換	9 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
	② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 協定の締結又は見直しに際し、新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係るコスト縮減努力が図られるよう工夫。	—	—	
③ 高速道路の利用促進 ・必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 ・高速道路利便増進事業について、会社と協力して、効果的に運用。	② 高速道路の利用促進 ・同左 ・同左	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
④ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に新技術の開発等を促す。	③ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 同左	S	当年度は、会社に新技術の開発を促すために新たな仕組みが導入されたわけではないが、新技術の活用促進や標準化への取組も着実に実施されており評価できる。	
⑤ 環境への配慮 ・特定調達物品等の100%調達。 ・会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施の際、環境に配慮するよう促す。	④ 環境への配慮 ・同左 ・同左	A	国に準じて定めた節電計画に基づき、電力の使用量を抑制されたことは評価できる。	今後さらに電力状況が全国的に厳しくなることも予想されるため、引き続き適切な電力使用となるよう努力していただきたい。

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
⑥ 危機管理 ・高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して迅速かつ的確な情報収集等を行う。 ・会社等と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施、機構独自の非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を適宜実施。	⑤ 危機管理 ・同左 ・同左	S	全国各地における自然災害の頻発などにより危機管理は一層重要性が増している。そのような中で、各会社とも連携しながら、国の大動脈である高速道路を多様な条件下で安全、確実に運営していること、そのための仕組みの構築や訓練の実施など、東日本大震災にかかる一連の緊急措置を含めたその努力と成果は高く評価できる。	危機管理に関しては、機構においてはより一層の危機管理能力の向上が求められていることから、今後とも不断の努力をお願いしたい。また、その際には、各会社とも連携して対応して頂きたい。
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 ① 協定の締結又は見直しに当たっては、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び手法を用いて適切に把握し社会経済情勢の変化等に適切に対応。	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 —	—		
② 貸付料について、協定締結時及び業務実施計画認可時の審査過程等を通じ、適正性の審査を厳格に行う。業務活動による収入の確保を図る。	① 確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。	A	計画内容が確実に実施されており評価できる。	
③ 調達資金に係る金利コストの低減及び徹底した業務コストの縮減により債務返済以外の支出を抑制。	② 同左	S	他の法人に比べて非常に大きな成果が得られているというわけではないが、全体で約15%の削減は評価できる。	
2 予算 3 収支計画 4 資金計画	2 予算 3 収支計画 4 資金計画	A	着実に実施されており評価できる。	
Ⅳ 短期借入金の限度額 単年度9,600億円	Ⅳ 短期借入金の限度額 同左	—		
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし	Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 同左	—		

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
VI 剰余金の使途 なし	VI 剰余金の使途 同左	—		
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 同左	—		
2 人事に関する計画 ① 方針 1) 職員の勤務成績及び法人の業務成績の処遇への反映。職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制及び人員の適正な配置による業務運営の効率化。	2 人事に関する計画 ① 方針 1) 同左 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化。	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
② 人員に関する指標 常勤職員数を85人とし、人員を抑制。	② 人員に関する指標 常勤職員数は、85人を上回らないものとする。	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	
③ 人件費に関する指標 ・平成22年度に平成18年度から5年間で、人件費の5%以上を削減し、更に平成23年度まで国家公務員に準じた人件費改革の取組を継続。 ・給与水準の適正化について着実に取組を進め、その検証結果及び取組状況を公表。	③ 人件費に関する指標 ・同左 ・同左	A	国家公務員に準じた給与削減が実施されており評価できる。	職員の給与については適切に取り扱って頂きたい。
3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。	3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途 前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、減価償却及び除却費用に充填。	A	計画内容が着実に実行されており評価できる。	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

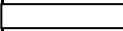
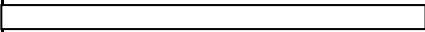
・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：40項目）

SS	0項目	
S	9項目	
A	31項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

中期計画の達成に向けた平成23年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

平成23年度における、機構の主な業務実績は以下のとおり。

- ・今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、長期債（10年）・超長期債（20～30年）の発行を行ったほか、資金調達の多様化の観点から、初めて4年債の発行や6ヶ月の民間借入れを行うなど、総額2兆5,637億円の資金を調達。
- ・契約については、更なる競争性の向上を図るため、これまで随意契約としてきたインターネット接続契約について、仕様を全体的に改めるとともに、複数年契約による発注規模の拡大を図り、随意契約から一般競争入札に移行。また、一般競争入札の中で一者応札となっていた契約について、競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施に加えて、複数年契約等による発注規模の拡大を図ることにより、随意契約等見直し計画において契約方式を見直すこととした14件の一者応札が3件にまで大幅に減少。
- ・ホームページについては、道路利用者及び一般の方に分かりやすいものとなるよう改善したほか、東北地方の高速道路無料開放及び首都高速、阪神高速の新料金制について、速やかにリンクを掲載し情報提供。
- ・地権者や関係機関等との協議や供用までの時間短縮による費用縮減に関する経営努力の算出方法について、認定に係る運用指針を改定し、より円滑に助成金を交付する仕組みを構築。
- ・機構による道路管理者の権限の代行については、閣議決定を踏まえ、例えば、特殊車両通行許可事務について、複数の道路を通行する場合における他の道路管理者からの協議手を簡略化するため、地方整備局等と包括的事前協議を行うなど業務の効率化を実施。
- ・東日本大震災での経験を踏まえて、東京本部が機能不全となったことを想定した防災訓練を実施するなど防災体制を充実。

すべての目標に関して大きな努力が払われていて、計画・目標を着実に達成している。また中には、目標を大幅に超えて優れた業績を達成している項目も少なからずあり、高く評価できる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

機構の各業務の運営については、以下の各事項に留意した取組が必要である。

- ・ホームページに関しては、どのような方がどのような情報を得るためにアクセスしているのかなどを把握、分析し、どのような情報を充実させていくべきなのかを整理した上で、さらにホームページの改善がなされることが望まれる。
- ・設定されたアウトカム指標については、機構と会社とが連携・協力してその達成を図り、利用者への安全で安定的なサービスの提供につなげることが望まれる。
アウトカム指標の組替えに関し、その目標設定の考え方や方法が不明であり、また、具体的設定について会社間での考え方が異なっていることから改善を図るとともに、アウトカム指標を充実させ、管理水準の向上を図ることが望まれる。
- ・債務引受に関して、会社からの債務引受額の実質的な妥当性を担保する制度が、未だ、不十分のように感じられ、改善が望まれる。
- ・会社の経営努力による高速道路の新設・改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みは、良い制度であり、更なる活用が望まれる。また、他にも適用できる分野が多いように思われ、新技術の標準化も含め更なる費用の縮減が期待される。なお、助成限度額等の決定に際し、そのチェックや、制度の適切な運用について国民に対してきちんと説明できるようにするなど、制度運用の妥当性を担保する仕組みが不十分のように感じられ、改善が望まれる。
- ・通行止め、特殊車両許可、道路占用許可及び連結許可等の膨大な業務を効率的に実施しているが、その際の諸情報（通行止め情報、特車関連情報等）の積極的な活用も併せて考えて頂きたい。
- ・危機管理に関しては、機構においてはより一層の危機管理能力の向上が求められていることから、今後とも不断の努力をお願いしたい。

なお、いずれの事項の実施にあたっては、各高速道路会社とも適切に連携、調整を図り、その効果がより大きなものとなるよう取り組んで頂きたい。

(その他)

それぞれの指標同士の重複感など評価項目の体系等について更なる工夫が必要。

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階) A	(評定理由) 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。
---------------------------------------	--

	実 績	評 価
1 政府方針等		
<p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p> <p>○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。</p>	<p>①「高速道路会社も含めた債務残高の公表」(H23年度から実施) 日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)においては、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を平成22年度決算発表時(平成23年8月2日)より公表している。</p> <p>②「道路管理者(国)の権限代行に係る事務の効率的実施」(H23年度から実施) 特殊車両通行許可事務については、平成23年6月から地方整備局、都道府県、政令指定都市との包括的事前協議を実施することで業務の効率化を図った。道路占用許可事務におけるチェックリストについては、平成22年10月から前倒して導入し、各高速道路会社に通知するとともに、一層の適正な運用を図るため、担当者向け講習会を開催するなど周知を図った。</p> <p>③「東京事務所の早期移転の検討」(H22年度から実施) 東京事務所の早期移転の検討については、「東京事務所の移転に関する検討会」(3回)を開催し、最近の不動産市況、既に移転した他の独立行政法人へのヒアリング(2回)結果等について報告するとともに、移転に当たっての課題等の検討を行ったところ。引き続き早期移転に伴う諸課題について検討を行うこととしている。</p> <p>「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成23年3月23日行政改革実行本部決定)が発出されて以降の公益法人等に対する会費の支出については、引き続き業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への支出を行わないこととしている。また、真に支出の必要がある会費についても、支出金額の見直しを行い、公益法人等が定める最低限の金額とすることとしている。</p>	<p>①「高速道路会社も含めた債務残高の公表」 機構においては、平成22年度決算発表時より公表していることから、機構の対応は適切と認められる。</p> <p>②「道路管理者(国)の権限代行に係る事務の効率的実施」 特殊車両通行許可事務については、平成23年6月より関係機関と包括的事前協議を実施、道路占用許可事務については、平成22年度からの実施により、業務の効率化がなされ、利用者に対する利便性の向上が図られていることから機構の対応は適切と認められる。</p> <p>③「東京事務所の早期移転の検討」 機構においては、引き続き早期移転に伴う諸問題について検討が進められており、機構の対応は適切と認められる。</p> <p>真に必要なものを除き支出を行わないこととしているほか、真に必要な公益法人等に対しても最低限の会費支出となるようにしており、機構の対応は適切と認められる。</p>
2 財務状況		
<p>(1)当期総利益(又は当期総損失)</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>機構の当期総利益については、高速道路貸付料収入が太宗を占める収益から債券及び借入金の支払利息、道路資産の減価償却費等の費用を控除した経常利益に、臨時損失、臨時利益を加え、結果として発生しているものである。その発生要因については、決算記者発表資料等で明らかにし、公表している。</p> <p>また、機構は、法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っており、高速道路事業における当期総利益は、債務返済の原資に充てている(機構の業務運営に問題はない)。</p> <p>(参考:業務実績報告書参考資料4)</p>	<p>当期総利益の発生要因については、決算記者発表資料等で明らかにしていること、また、機構は高速道路事業における当期総利益については、債務の早期・確実な返済を行うため、全て債務返済の原資に充てていることから、機構の対応は適切と認められる。</p>

	実 績	評 価
(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	高速道路事業における利益剰余金については、全て債務返済の原資として充てられており、利益とはなっていない。	高速道路事業における利益剰余金については、全て債務返済の原資として充てられており、機構の対応は適切と認められる。
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当なし	—
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	該当なし	—
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	該当なし	—
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	職員宿舎については保有していない。 なお、借上げ宿舎は必要最小限のものであり、かつ当該宿舎の宿舎使用料は国家公務員宿舎の使用料に準じて適切に算出し徴収している。	職員宿舎は保有しておらず、借上げ宿舎も頻度の高い転居に伴う必要最小限のものとなっている。また宿舎使用料については国家公務員宿舎の使用料に準じて適切に徴収していることから機構の対応は適切と認められる。
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	機構は、法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っており、未利用又は利用の程度が低い資産については保有していない。なお、機構においては職員宿舎、職員研修・宿泊施設、福利厚生施設その他これに類する施設については保有していない。	機構においては法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っている。未利用や利用の程度の低い資産等は保有しておらず、機構の対応は適切であると認められる。

	実 績	評 価
イ 金融資産		
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	該当なし	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	該当なし	—
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	該当なし	—
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	機構は、法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っており、未利用又は利用の程度が低い資産については保有していない。なお、機構においては職員宿舎、職員研修・宿泊施設、福利厚生施設その他これに類する施設については保有していない。	機構においては法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っている。未利用や利用の程度の低い資産等は保有しておらず、機構の対応は適切であると認められる。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	○管理の効率化 機構が保有している高速道路等資産については、法令に基づき高速道路会社がその実態管理を行っているところ。その管理コストについては、過去の実績等を基に適切に算出の上、機構と高速道路会社との間の協定において定め、機構はその範囲内で管理費用を負担することとする一方、高速道路会社における管理の実状、そのコストの計画・実績の差異及びその理由を確認すること等により、適切に管理がなされていることを把握している。 また、機構においては、各高速道路会社等に貸し付けている保有資産について、毎月、資産管理作業マニュアルに基づき、会社から提出された月次データの内容を確認するとともに、棚卸実施マニュアルに基づき、毎年度計画的な棚卸を実施している。 このような仕組みを通じて、効率的かつ適切な管理を行っている。 ○自己収入の向上 法令や協定等に基づき、道路資産の貸付料や占用料等の確実な徴収を行っている。	○管理の効率化 各高速道路会社等に貸し付けている保有資産については、マニュアルに基づき、適切かつ効率的な管理が行われており、機構の対応は適切であると認められる。 ○自己収入の向上 法令等に基づき、道路資産の貸付料等の確実な徴収を行っており、機構の対応は適切であると認められる。

	実 績	評 価
イ 金融資産		
a) 資金の運用		
○ 事業用金融資産の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	該当なし	—
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当なし	—
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし	—
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし	—
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし	—
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	該当なし	—
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし	—
4 人件費管理		
(1) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」等を踏まえ、機構の中期計画等においても人件費縮減の取組を行うこととしているところ。機構においては既に目標を達成し、平成23年度においても引き続き目標の5%を上回る削減実績を達成している。	目標を上回る削減実績を達成をしており、機構の対応は適切であると認められる。

	実 績	評 価
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	機構の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しを行っている。	法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しを行っており、機構の対応は適切であると認められる。
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	<p>○ 契約に係る規程類に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独法通則法及び機構省令(※)の規定に基づき、機構の業務方法書において、一般競争に付することを契約の原則とする基本ルールを記載。 ・契約職が行う契約手続の原則について、会計法に準じた会計規程を整備。 ・契約職が行う契約手続の詳細や、随意契約の基準等について、恣意的な運用を排除するための国の「予算決算及び会計令」に準じた契約事務取扱規程を整備するなど、必要な規程類を整備し、少額随意契約の範囲を契約担当者の判断で決まるなどの恣意的な運用ができない仕組みとしている。また、これら規程類や契約の状況を機構のホームページで公表し、その内容を明らかにしている。 <p>(※)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令</p>	契約に係る必要な規程類については、その整備、運用が適切になされており、機構の対応は適切であると認められる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	<p>○ 契約事務手続に係る執行体制は、規程(会計規程及び会計規程実施細則)に定めることで明確化している。</p> <p>○ 契約手続に係る審査体制については、規程に基づき次の委員会を設置しており、当該委員会で調査審議することで、適切な手続の執行を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続運営委員会 ・物品等入札・契約手続運営委員会 ・会計監査人候補者選定審査委員会 ・資金調達・金融機関等選定審査委員会 <p>また、契約締結後には事後チェックを実施しており、内部統制委員会における半期毎の状況の審議及び毎年の契約監視委員会における点検・検証により、契約は適正に行われているとの評価を受け、その議事概要を公表している。</p> <p>このように、契約に係る規程類を適切に整備・運用を図るとともに、契約事務手続の執行・審査等を適切に実施している。</p>	契約事務手続に係る執行体制や審査体制に関しては、必要な各種委員会の設置及び適切な運営がなされるとともに、実際の契約事務手続については、適切に執行がなされており、機構の対応は適切であると認められる。

	実 績	評 価
<p>(2) 随意契約見直し計画</p> <p>○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。</p>	<p>○随意契約等見直し計画では、随意契約の件数を19件(平成20年度実績)から真にやむを得ないものとして13件に削減するとしているところ、平成23年度は12件とし目標を達成した。</p> <p>○随意契約等見直し計画では、14件(平成20年度実績)について契約方式等を見直す計画としたところ、競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施、発注規模の拡大等により、平成23年度において一者応札となった案件は3件となり、一者応札の件数は大幅に減少した。</p>	<p>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行したこと、また、競争参加資格要件の緩和等を実施したことにより一者応札の件数が大幅に減少するなど、機構の対応は適切であると認められる。</p>
<p>(3) 個々の契約</p> <p>○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。</p>	<p>○競争性の確保 競争性の確保を徹底するために、一者応募・一者応札対策を盛り込んだ「随意契約等見直し計画」を当機構ホームページで公表した。 また、一般競争入札の中で一者応札となっていた契約についても、競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施に加えて、複数年契約等による発注規模の拡大を図ることにより、一者応札の件数を大幅に減少させた。 (参考:業務実績報告書P17)</p> <p>○契約の透明性の確保 競争性の確保を徹底するために、一者応募・一者応札対策を盛り込んだ「随意契約等見直し計画」を当機構ホームページで公表。また、外部委員を含む契約監視委員会で契約手続きについて点検を行い、その結果を同ホームページで公表するとともに、全ての入札結果についても同ホームページで公表するなど、透明性の確保に取り組んだ。</p>	<p>複数年契約による発注規模の拡大などを行い、随意契約から一般競争入札へ移行するとともに一般競争入札における一者応札の件数を大幅に減少させている。また、随意契約等見直し計画及び外部委員による契約手続きの点検結果等をホームページに掲載するなど競争性・透明性に対する機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実 績	評 価
<p>6 内部統制</p> <p>○内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p>	<p>機構においては、内部統制の充実・強化を図るため、役員会、理事長を委員長とする内部統制委員会(23年度4回開催)の外、会計監査人候補者選定審査委員会(同2回開催)、資金調達及び金融機関等選定審査委員会(同2回開催)、入札・契約手続運営委員会(同7回開催)、物品等入札・契約手続運営委員会(同21回開催)、契約監視委員会(同1回開催)を設置・運営している。</p> <p>○内部統制の現状把握状況 上記の各委員会に加え、全役員及び部長級以上の職員による幹部連絡会(原則毎週開催)や随時行っている各部門間のミーティングを通じて、機構のミッションに即して役職員に課題・職務等が適切に与えられているか、リスクの評価・分析、業務の執行状況の把握が行われているか、必要な規程、マニュアル等が整備されているかなど、常日頃から内部統制の状況を把握している。また、平成23年度末には、適切に統制が図られているかを把握すべく、内部統制委員会を開催し、1年間の状況を審議している。</p> <p>○ミッションの周知・徹底 機構の役員会や内部統制委員会は、(1)債務の確実な返済、(2)高速会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、(3)業務運営の効率性と透明性の確保をはじめとする法人のミッションについて、常日頃から周知徹底が図られるよう関係する職員の誰もが傍聴を許され、必要であれば発言も許される開かれた運営をしており、各職員は法人の長の方針について、審議内容を踏まえた深い理解ができる体制としている。</p> <p>○リスクの把握・対応 機構のミッションに係る重要な要因(リスク)としては、債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動があるが、幹部連絡会等を活用し、これらに関する情報について常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において、債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、当該リスクへの適切な対応を行っている。その他の様々なリスクについても、同様に、幹部連絡会等を活用した情報の把握、役員会・内部統制委員会等における対応策の検討をはじめ、リスクの把握・分析・対応等を適切に行っている。</p> <p>○監事の監査報告書への対応 監事は、定期監査の外、理事長及び会計監査人からの報告、役員会や内部統制委員会等への常時出席、資産の棚卸への参加による状況調査等を通じ、機構の業務を詳細に把握・分析した上で、監査報告書を取りまとめ、公表している。 平成23年度業務の実施に当たっては、平成22事業年度監査報告書の監事意見を踏まえ、適切に対応するとともに、その対応状況を公表している。(別添「平成22事業年度監事監査報告書への対応状況等(平成23年度)」参考)</p>	<p>法人の長の方針を正しく理解するため、職員全体に開かれた形で役員会や内部統制委員会が設置・運営されるなど内部統制に対する充実・強化に対する機構の対応は適切であると認められる。</p> <p>また、監事監査結果に関しては、監事が役員会や内部統制委員会等への出席、理事長、会計監査人からの説明聴取などを踏まえ、適切に作成され、公表されるとともに、前年度の監事監査結果における指摘に対し必要な措置がなされており、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実 績	評 価
7 関連法人		
○法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。	該当なし	—
○関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。	該当なし	—
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		
○自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。	<p>○東日本大震災対応に必要な財源確保のための国庫納付 平成23年5月に東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置法が施行されたことを受け、平成24年3月31日までに国庫に納付する2,500億円(特別国庫納付額)を確保するため、上限料金制を廃止するなど利便増進計画、関係各高速道路会社との協定等を見直し、当該納付金を納付した。</p> <p>○同震災による被災者支援及び復旧・復興支援のための東北地方高速道路の無料化 東日本大震災による被災者支援及び復旧・復興支援のため、道路整備特別措置法第24条に基づく国土交通大臣の告示により、平成23年6月20日から東北地方の高速道路の無料開放が実施された。その後第3次補正予算により、平成23年12月以降3月末までの間、被災地支援、観光振興、避難者支援を目的に無料開放が実施された。平成24年4月以降、原発事故避難者支援を目的に無料開放が継続中である。</p> <p>○同震災による特殊車両通行許可の調整 福島第一原子力発電所の事故対応に使用する超重量車両等の高速道路走行の緊急要請に応じ、迅速に関係機関と連携して走行条件等を検討のうえ、通行方法の調整を行った。</p> <p>○防災訓練等の強化による発災時への備え ・東日本大震災時の対応事例や被災時の課題を踏まえ、首都直下地震により東京本部が機能不全となったことを想定した防災訓練等を行うとともに、防災手引の充実や職員が常時携行する防災ポケット版の改定を行った。</p>	<p>法令等に基づく東日本大震災対応に必要な財源確保のための国庫納付、同震災により被災者支援及び復旧・復興支援のための東北地方高速道路の無料化、福島第一原子力発電所の事故対応に使用する超重量車両等の高速道路走行の緊急要請に対する通行方法の関係機関との調整を行うなど機構の対応は適切であると認められる。</p> <p>そのほか、防災訓練等の強化を実施するなど、東日本大震災時の対応事例等を踏まえた今後の自然災害等の発災時への対応について、機構の対応は適切であると認められる。</p>

平成 22 事業年度監事監査報告への対応状況等（平成 23 年度）

監事監査報告	対応状況等
<p>1 随意契約の見直し等</p> <p>・発注予定情報をできるだけ早期に提供するとともに、特に、随意契約についてその契約金額が適正であるかどうか、公募手続きを行っている契約について一般競争入札への移行を行うことができないかどうか、一般競争入札等によるものであっても明確な仕様書等の作成、参加条件の一層の緩和等の措置を講じて競争性を高めることができないかどうか等について、これまでの実績を踏まえさらに十分な検討を加え、適正な業務の執行に留意しつつ、必要に応じて見直しを行い、一層の競争性・透明性の確保やコスト削減を図っていくことが必要である。</p>	<p>平成 23 年度の契約手続における競争性の確保等の方策は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DC サーバ及び財務会計システム用サーバの購入及び保守契約 →機器の更新調達と複数年（4 年）の保守契約を併せた契約とすることで発注規模を大きくする措置を講じ、競争性を高めた。（H22：一者応札→H23：5～6 者が応札） ・ ファイルサーバー保守契約 →複数年（4 年）の保守契約とすることで発注規模を大きくする措置を講じ、競争性を高めた。（H22：一者応札→H23：4 者が応札） ・ 助成委員会資料作成業務 →複数年（2 年）契約とすることで発注規模を大きくする措置を講じ、競争性を高めた。（H22：一者応札→H23：5 者が応札） ・ インターネット接続契約 →随意契約から一般競争入札への移行の可否について検討した結果、一定の移行作業期間と適切な手順をもって行うことで技術的な問題の回避が可能であることから、複数年（約 3 年半）契約による一般競争入札へ移行した。（入札日：H24. 2. 15、応札者数：2 者）
<p>2 道路管理者の権限代行</p> <p>・交通管理以外の道路管理に関する権限代行業務（占用許可、連結許可等）の手続についても、機構と会社の間で見直しが進められており、今後、考え方の整理を行った上で、新たなマニュアルを作成し、一層円滑な運用を図っていく必要がある。</p> <p>・河川管理者等に対する占用・使用許可申請業務について、平成 21 年度から、西日本高速道路株式会社に係る当該更新事務を試験的に関西業務部に移行して実施しているが、すでに試行を始めてから 2 年が経過しており、今後の対応について結論を得た上で、必要に応じて、機構組織規程等の改正を行うことが必要である。</p>	<p>『第 2 回高速道路関連空間の有効活用に関する WG（H23. 8. 8 開催）』において、試行の形で運用されていた道路管理実施マニュアル（道路管理編）の改訂作業を実施していくことが機構及び高速道路 6 会社の間で決定した。</p> <p>これを受けて、マニュアルの改訂方法、改訂スケジュールなどについて、機構及び高速道路 6 会社の間で調整等を行っている。なお、作業量が膨大な事などの事情を鑑み、来年度上半期を目途にマニュアルを作成する予定。</p> <p>当該業務については、試行を通じた検討の結果、総務部から関西業務部へ移行することとし、所要の規程改正を 12 月に行った。</p>

監事監査報告	対応状況等
<p>3 助成金制度の活用</p> <p>・新技術の採用については、国土交通省独立行政法人評価委員会が、機構の平成 21 年度業務実績評価において、今後の課題の一つとして、技術開発の重要性とさらなる加速の必要性を指摘し、また、新協定においても、新技術の活用による新設・改築費の削減を見込んでいるところであり、引き続き会社に対し、新技術の採用に係る経営努力要件適合性の認定申請を促す必要がある。</p> <p>・地元協議や早期供用による費用縮減については、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」において、経営努力要件の適合性が認められた案件があるものの、費用縮減額のうち、どの部分を経営努力によるものとするべきかなどの算定方法を検討中である。今後、助成金交付の条件が整った案件に対して遅滞なく対応できるよう、検討の加速が望まれる。</p>	<p>7月12日に開催した「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」において、これまでに認定された新技術のうち、3件は既に標準化され、その普及が図られている事例や委員会の審議内容の高速道路会社内の周知状況の例を紹介した。</p> <p>また、各社との役員クラスの連絡会議においても助成制度の運用状況を紹介するなどし、申請を促した。</p> <p>平成23年度において、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」を3回開催し、「地権者、関係機関などへの提案及び協議により、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減」及び「供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減」に関する経営努力の算出方法についての審議結果を踏まえ、「助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針」の改定を行い、速やかに助成金を交付する体制を整えた。</p> <p>これと合せて、上記に関する過去に認定された30件の再審議と新たな4件について審議を行った。</p>
<p>4 棚卸しの効率的実施</p> <p>・機構において民間企業並みの財務諸表を作成するためには、正確な資産把握は欠かすことができず、引き続き、棚卸しの適正かつ効率的な実施が必要と考える。</p>	<p>機構資産の棚卸しについて、適正かつ効率的に実施することとし、棚卸実施マニュアルに基づき、会社協力の下、11箇所実施した。</p>

監事監査報告	対応状況等
<p>5 東日本大震災と機構のリスクマネジメント</p> <p>・機構の震災対応はこれで終わりとするのではなく、今回の対応状況を詳細に検証する作業が望まれる。また、現在、機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘を踏まえ、東京事務所の早期移転の検討を行っている。IT のもつ危険性や脆弱性への対応もまた内部統制の基本的要素であり、特に災害時の事業継続の観点から、情報システムのバックアップ及び電源・回線の確保等についても検討の一つの視点とする必要があると考えられる。</p>	<p>東日本大震災時には、防災業務要領や防災業務の手引きに基づく対応を行い、被災時の業務について検証した結果、防災業務として網羅されていることが確認された。</p> <p>被災時における臨機の措置は、今後にも柔軟に活用するべく、具体例として防災業務ファイルに追記する予定である。</p> <p>《主な具体例》</p> <p>○道路監理役業務 関西業務部に移行して対応したほか、東京で業務再開後も計画停電の影響を考慮し、道路監理役の24時間体制確保のため宿泊先を機構近傍に手配した。</p> <p>○特殊車両許可 超重量・超寸法の自衛隊車両や特殊車両の通行許可は、従前の例によることなく電話による事後照会を行って、柔軟に対応した。</p> <p>○安否確認 安否確認は、地震発生直後ただちに関西業務部との電話回線を確保し、震災に関する機構東京の状況に加えて、役職員及び家族安否の情報共有を行った。</p> <p>○帰宅対応 震災後は、鉄道等の交通機関などの情報収集を行い、帰宅可能な状況を確認するまで、むやみに動かないことを原則とした。ただし、情報が不十分な状況でやむを得ず帰宅せざるを得ない者には、個別に対応した。なお、震災翌日、機構東京職員が安全に帰宅したかを確認するべく、道路監理役からのメール配信を行った。</p> <p>被災時に通信手段が途絶えた場合における職員の家族の安否確認や安全確保の手段について、各自で取り決めておくよう引き続き周知を図る。</p> <p>今回の被災を踏まえ、機構東京が壊滅した場合を想定し、関西業務部において機構東京のバックアップ機能としての訓練を行った。(11月)</p> <p>情報システムについては、災害時等における事業継続の観点からバックアップ機能の強化を図るため、関西業務部にファイルサーバーを新たに設置した(10月)。東京本部のファイルサーバーのバックアップデータを記録したテープを定期的に関西業務部へ配送し、同部のファイルサーバーにコピーして保存する体制を構築した。(1月)</p> <p>今後、東京事務所の移転検討にあたっては、災害時の事業継続の観点から、情報システムのバックアップ体制及び電源・回線の確保についても一つの視点としていく。</p>